



原子力産業新聞

—第401号—

昭和42年10月5日

月3回(5日、15日、25日)発行

購読料 1部12円(送料共)
1年分前金400円

昭和31年3月12日第三種郵便物認可

発行所 日本原子力産業会議

東京都港区新橋1丁目1番13号(東電旧館内)

電話(591)6121(代)

振替東京5895番

動力炉・核燃料開発事業団が発足

各界が総力を結集

原子力史に画期的な前進

新法人「動力炉・核燃料開発事業団」の理事長井上五郎氏は十月二日、同事業団の設立登記を完了、また同日総理大臣から清成、今井両副理事長および全理事の就任認可を受け、正式発足した。この新法人は、官、学、民間の総力を結集して今後十年間に約三千億円の資金を投入し、わが国独自の立場から新型転換炉および高速増殖炉の開発を国のプロジェクトとして進め、また核燃料の開発や再処理も同時に進めようというものである。新法人の発足は、十年間にわたる原子力研究の実績を基盤に、今後のわが国の進むべき原子力開発利用の歴史に画期的なものとしてその意義は大きい。(五面にも関連記事)

新事業団の初代役員は同日午前九時半から会議室で初の理事会を開き、今後の業務体系や、それに伴う人事、役員分担等について審議した。同事業団は、この後引き続き副理事長の職員訓示および職員に対する乾杯を行ない、事業団の前途を祝った。

井上副理事長は同日、新事業団の創立に際して、要旨次のような所感を表明した。
新法人の発足は、時宜を得たというよりも、むしろ遅きに失した嫌いさである。その使命の要否かつ国家国民の期待の重大なことを

【写真】左は井上副理事長、下は清成(右)、今井の両副理事長



政府は九月二十八日、「原子力基本法」の一部の施行期日を定める政令(第三〇四号)および「動力炉・核燃料開発事業団法」の一部の施行期日を定める政令(第三〇五号)を公布した。

この両政令は、原子燃料公社法の廃止について、各種法律中のこ

推進本部、26日、各界代表

縁の下の力持ち

動力炉開発臨時推進本部(委員長、丹羽原研理理事長)は、九月十六日午後五時半から、同本部最後の会議を開き、「動力炉開発臨時推進本部の活動と経過」(総会報告書)を承認した。つづいて本部から、原子力委員会主催で推進本部の労をねぎらったパティ、が催され、有沢原子力委員長代理ら各原子力委員、丹羽原研理理事長、松根原産副会長、加藤電電社長、田中東電常務など推進本部の各委員をはじめ、動力炉・核燃料開発事業団の井上副理事長、清成および今井の両副理事長ほか各

井上副理事長らが記者会見

なお井上副理事長と清成、今井両副理事長および瀬川総務担当理事は、同日午後一時半から記者会見し、今後の運営方針等について概要次のように語った。

一、新設された動力炉開発部門は、臨時推進本部や準備室で詳細なお膳立てが行なわれたが、今後新法人で再検討する。

一、今後の運営に当たっては、ナショナル・プロジェクト遂行の観点から、とくに新法人自体のみでなく、科技厅や大蔵省など関係官庁ともベクトルを一つに合わせることである。

